

総行行第100号  
令和8年3月11日

各都道府県総務部長  
各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市総務局長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に  
基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の  
一部を改正する件の施行について（通知）

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき制定された政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）を下記のとおり改正することを内容とする政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件（令和8年財務省告示第54号）は令和8年3月6日に施行されました。同法第14条の規定により、同法の規定は地方公共団体のなす契約に準用することとされていることから、各地方公共団体におかれては、適切な施行に格別の配慮をされるとともに、各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

#### 記

- 1 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は、以下のとおり改正されたこと。

「年2.5パーセント」から「年3.0パーセント」とされたこと

- 2 1の遅延利息の率は、令和8年4月1日から適用することとされたこと。